

様式 3

随意契約理由書

担当課
高齢者福祉課

契約内容	契約件名	館山市高齢者等配食サービス事業委託（単価契約）
	業務概要	傷病や障害等が理由で調理や買物が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの整った昼食を弁当形式で配達するとともに、当該高齢者の安否確認を実施する。
	契約金額	執行予定額 36,478,000円 1食当たりの単価 793円 配食予定数 23,000食 × 2カ年
	契約締結日	令和3年3月15日
	契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	契約の相手	千葉県木更津市新田三丁目1番24号 有限会社レストランかねだ

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の売払い 30万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の貸付け 30万円以下 物件の借入 40万円以下 その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

本案件の目的を達するため、提供される弁当の栄養価、軟飯や刻み食、服薬やアレルギーによる禁忌など、各々の高齢者に合った弁当の提供の可否、緊急事態が生じた際の対応能力など、契約金額の多寡のみならず、多角的な視点においてサービスを評価することを目的に、プロポーザル方式を実施した。これについて、高齢者に適した弁当の栄養価や使用される具材の品質、緊急連絡時の管理体制など、有限会社レストランかねだ が本業務に最も適格であると認められたことから、当該業者との契約を締結するものである。